

定 款

社会福祉法人 田中福祉会

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人(以下「法人」という。)は、多彩な福祉サービスがその利用の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ心身ともに健やかに育成されるよう支援することと目的として、次の社会福祉事業を行う。

第二種社会福祉事業

- (イ) 保育所田中保育園とかなめ保育園の設置経営
- (ロ) 放課後児童健全育成事業の経営
- (ハ) 病児保育事業の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会法人田中福祉会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第4条 この法人の事務所を茨城県つくば市水守554番地1に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名外部委員1名の合計3名で構成する。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適正及び不適任と判明した理由を委員に説明しなければならない。
- 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係があるもの(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 人気の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の人気の満了する時とすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、人気の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員の報酬は、これを支弁しない。ただし評議員には別に定める規定により費用を弁償することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) 事業計画及び収支予算
- (10) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)
- (11) 解散
- (12) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第12条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要ある場合に開催する。

(召集)

第13条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が召集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び召集の理由を示して、評議員位階の召集を請求することができる。

(決議)

第14条 評議員会の決議は、決議について特別利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は漢字を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は漢字の候補者の合計数が第16条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から徳行数の多い順に定数の枠に達するまでの物を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員8党が維持公認について議決に係ることができる者に限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第15条 評議員会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の定数)

第16条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事6名
- (2) 監事2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第17条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員資格)

第18条 社会福祉法第44条第6項を遵守すると共に、この法人の理事のうちには理事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることにはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事その親族その他特殊の関係があるものを含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係があるものを含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、名幹事、相互に親族その他特殊の関係である者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

- 第19条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表しその業務を執行する。
 - 3 理事長は毎会計年度に4か月を超える間隔で2回以上、事故の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第20条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第21条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の人気の満了する時までとすることができる。
 - 3 理事又は監事は、第16条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了、阿多は辞任により退任した後も、新たに選任されたものが就任するまで、なお理事又は漢字として権限義務を有する。

(役員解任)

- 第22条 理事又は監事が、次のいずれかに該当する時には、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、または職務を怠ったとき
 - (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

- 第23条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定めるそがくの範囲内で、標委員会にいて別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

- 第24条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は理事会において選任及び解任する。
 - 3 施設長等以外の職員は理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

- 第25条 理事会は全ての理事をもって構成する。

(権限)

- 第26条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この保いう人の業務執行の決定
 - (2) 理事会の職務の執行の監督
 - (3) 理事長の選定及び解職

(召集)

- 第27条 理事会は、理事長が召集する。
- 2 理事長が書けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を召集する。

(決議)

- 第28条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に係ることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べた時を除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

- 第29条 理事会の議事については、ほうれいで定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に署名し、又は記名押印する。

第5章 資産および会計

(資産の区分)

- 第30条 この法人資産は、これを分けて基本財産とその他財産の二種とする。
- 2 基本財産は、次の次号に掲げる財産をもって構成する。
 - (1) 茨城県つくば市水守字館ノ堀 554 番地 1、554 番地 2、553 番地 1、660 番地 1 所在の鉄骨造垂鉛メッキ鋼板平屋建 (734.04 m²) 2 階建田中保育園園舎 1 階 (124.12 m²) 2 階 (98.01 m²)
 - (2) 茨城県つくば市水守字館ノ堀 555 番地 3 所在の田中保育園敷地 (428.48 m²)
 - (3) 茨城県つくば市要元南口堀字ハウキ畑 176 番地、177 番地 1、177 番地 2、178 番地所在の木造垂鉛メッキ鋼板ぶき平屋建かなめ保育園園舎 (496.89 m²)
 - (4) 茨城県つくば市要元南口堀字 176 番地、1 番地 1、117 番地 2、178 番地所在の木造垂鉛メッキ鋼板ぶき平屋建かなめ保育園園舎 (228.55 m²)
 - (5) 茨城県つくば市要元南口堀ハウキ畑 176 番地、177 番地 1、177 番地 2、178 番地、180 番地、181 番地、182 番地所在の木造合金メッキ鋼板ぶき平屋建かなめ保育園園舎 (357.73 m²)
 - (6) 茨城県つくば市要元南口堀字ハウキ畑 180 番地 (548 m²)、181 番地 (558 m²)、182 番地 (558 m²) 所在のかなめ保育園敷地、186 番地所在の畑 (561 m²) 185 番地所在の畑 (558 m²)
 - (7) 茨城県つくば市水守字狭間 379 番地所在の畑 (539 m²)
 - (8) 茨城県つくば市要元南口堀字ハウキ畑 176 番地 4 の雑種地 (83 m²)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4

け出なければならない。

第8章 広告の方法その他

(広告の方法)

第43条 この法人の広告は、社会福祉法人田中福祉会の掲示場に掲示するとともに、管報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第44条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長 山本公平

理事 鮎川留吉

理事 山口農夫

理事 菊地成夫

理事 中原茂

理事 堀畑茂

理事 江戸房吉

監事 中原照夫

監事 飯村忠

この定款は、平成29年4月1日より施行する。

